

6月18日（第3日）

6月18日(木)第3日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	江郷壱行
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	消防長	丸石正男
企業局長	木下隆		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	議案第49号	江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第2	議案第50号	江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について
日程第3	議案第51号	江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第52号	江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第53号	江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

		例案について
日程第 6	議案第 5 4 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 7	議案第 5 5 号	江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定の締結について
日程第 8	議案第 5 6 号	令和 2 年度江田島市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 5 7 号	令和 2 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	発議第 3 号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について
日程第 1 1	発議第 4 号	江田島市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。

きょう1日は大雨になりそうでございますが、災害がなければと願うわけでございます。もし災害、まだ工事中のともありますし、非常に心配なところでございます。

ただいまから、令和2年第3回江田島市議会定例会3日目を開きます。

ただいまの出席議員は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第49号

○議長（吉野伸康君） 日程第1、議案第49号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第49号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

三高交流プラザを設置するに当たりまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第49号について説明いたします。

このたびの改正は、三高交流プラザを設置することに伴い、現行条例の一部を改正するものです。

議案書61ページに改正条文、62ページから64ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

62ページからの新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行います。条例第3条の表及び別表に三高交流プラザを追加します。

63ページに移ります。

今回の条例改正に伴い、3つの条例について附則による改正を行います。

まず附則第2項による改正として、江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正し、三高支所の位置を変更します。

次に、附則第3項による改正として、江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正し、沖美公民館を削ります。

続いて、附則第4項による改正として、江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一

部を改正し、別表第1の三高老人集会所を削ります。

64ページに移ります。

同じく別表第2の三高老人集会所を削ります。

附則の説明をしますので、61ページに戻ってください。

附則第1項の施行期日について。

この条例は、令和2年8月11日から施行いたします。附則第2項から第4項までは先ほど説明しました、今回の条例改正に伴う3つの条例についての改正でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第50号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、議案第50号 江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第50号 江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案についてでございます。

重度心身障害者医療費の支給につきまして、人工呼吸器等装着者に係る所得制限の緩和をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第50号につきまして御説明をいたします。

議案書66ページに改正条文を、67ページに新旧対照表を、68ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして御説明をいたしますので、68ページをお願ひをいたします。

1、改正の趣旨でございます。令和2年4月1日に広島県の福祉医療公費負担事業費補助金交付要綱の一部が改正をされました。これは、各市町が実施をしております重度心身障害者医療費助成事業におきまして、人工呼吸器等を装着している方で特別な事情があると市長等が認めた場合には、所得による制限がなくなったものでございます。これを受けまして、本市におきましても、該当者の方に対しまして所得による制限を適用しないこととするため、条例を改正するものでございます。

2、改正の内容でございます。医療保険加入者のうち、障害の程度が重度心身障害者医療費の対象となり、次の要件に該当する者に対しまして、所得による制限を適用しないことといたします。

（1）人工呼吸器等装着者であること。

（2）特別な事情であると市長が認めた者で、アといたしまして、継続して人工呼吸器等を装着していること。イといたしまして、日常生活動作が著しく制限されていることとでございます。

3、施行期日は、公布の日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第51号

○議長(吉野伸康君) 日程第3、議案第51号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第51号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、低所得者に対する保険料の軽減を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第51号につきまして御説明をいたします。

議案書70ページに改正条文を、71ページに新旧対照表を、72ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、72ページをお願いをいたします。

1、概要でございます。介護保険料につきましては、消費税率の引上げによる増収分を財源といたしまして、低所得者の方の保険料の軽減措置を実施しているところでございます。令和元年度におきましては、国の基準によりまして保険料率を定め実施をいたしました。そして、令和2年度からは、昨年度は10月から半年であった消費税率引き上げが、1年を通しての満年度化に伴いまして、保険料軽減を完全実施することとなったものでございます。今般、令和2年3月30日に介護保険法施行令の一部が改正、公布され、当該減額に係る国の基準が定められたことから、国の示した減額幅に従いまして、本市の介護保険条例を改正するものでございます。

2、軽減の対象者及び保険料年額並びに保険料率でございます。第1段階では、現行の保険料年額2万7,900円を、基準額に対する保険料率0.375を、今年度、令

和2年度では年額2万2,300円、保険料率を0.3にするものでございます。

第2段階では、同様に4万6,500円の0.625を3万7,200円の0.5に、第3段階では5万3,900円の0.725を、5万2,000円の0.7にいたします。軽減措置のない第4段階以降につきましては、変更はございません。

3、保険料軽減に伴う介護保険料減収額及び財源措置でございます。

(1) 介護保険料減収見込額は2,003万5,700円となり、(2) 介護保険保険事業勘定特別会計の財源措置といたしまして、一般会計からの繰入金といたします。なお、この一般会計には、低所得者保険料軽減負担金といたしまして、国が2分の1、県が4分の1の財政支援がございます。

4、施行期日等でございます。

(1) 施行期日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用をいたします。

(2) 経過措置といたしまして、令和元年度以前の保険料につきましては、従前の例によるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

平川議員。

○6番(平川博之君) 1点だけ。2の軽減の対象いうところの中に、第1段階とか第2段階、第3段階ありますが、これ何世帯ぐらいいらっしゃるのか、もう4月1日いうことなんで、把握できていると思うんですが、教えていただきたいと思います。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) 人数でございます。第1段階では1,855人です。第2段階では、1,191人でございます。第3段階では897人でございます。

以上でございます。

○議長(吉野伸康君) ほかに質疑はありますか。

胡子議員。

○13番(胡子雅信君) すみません、1点だけお願いいたします。

保険料の減収見込みということで、2,000万程度あります。一般会計の繰り入れということで、国2分の1、県が4分の1、ということは市が4分の1ということなんですけども、そちらのほうの財源というのもやはり消費税の増額分、税込増額という部分で当て込むという考え方でよろしかったでしょうか。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) 国・県からの補助金等につきましては、消費税率が上がったことによりまして、それを財源にするということになっておりますので、当然ながらその国の財源についても消費税のほうからの財源となります。

以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 胡子議員。

○13番(胡子雅信君) 市の負担が4分の1あるんですけども、市のほうもやはり

消費税が地方消費税として入ってくるので、それが1つの財源という理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 基本的には消費税のものも入ってきます。しかしながら、本市に入ってきた場合は一般財源化となっておりますので、一般財源の中で調整はされますけれども、意味としてはそうだと思っています。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号及び日程第5 議案第53号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第4、議案第52号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、及び日程第5、議案第53号 江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についての2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、議案第52号及び議案第53号でございます。

国の基準の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。議案第52号で、江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を、議案第53号で、江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例をそれぞれ一部改正することとしております。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第52号及び議案第53号につきまして、一括して御説明をいたします。

議案書74ページから79ページに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正条文を、80ページから88ページに新旧対照表を、また93ページから95ページに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正条文を、96ページから99ページに新旧対照表を添付しております。

そして、この2つの条例の参考資料を89ページから91ページに添付しております。この参考資料によりまして御説明をいたしますので、89ページをお願ひをいたします。

1、改正の趣旨でございます。国におきまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、そして特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴いまして、本市の条例の一部を改正するものでございます。

これらの条例につきましては、児童福祉法や子ども・子育て支援法によりまして、市は条例で基準を定めなければならないとしており、その定める基準は国の基準に定めるものや参酌するものがございます。

本市には、公立の認定こども園や保育園以外の保育事業等がございませんが、国の法律に鑑みまして、条例の整理をするものでございます。

2、改正する条例でございます。

（1）江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。

（2）江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の2つでございます。

3、主な改正内容でございます。

（1）の2つの条例に共通する内容といたしまして、ア、家庭的保育事業者等による代替保育の提供にかかわる連携施設の確保が著しく困難であると認められる場合で、一定の要件を満たす場合には、小規模保育事業（A型、B型）、または事業所内保育事業を行うのによりまして代替保育を可能としたものでございます。

イといたしまして、家庭的保育事業所等による卒園後の連携施設の確保が著しく困難である場合には、市長が適当と認める協力者を確保すれば不要とするものでございます。

ウでは、満3歳児以上の幼児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所では、連携施設の確保義務を免除するものでございます。

エといたしまして、経過措置を5年間延長し、10年とするものでございます。

また、オでは引用条項のずれなど、所要の規定を整理をいたします。

次のページ、90ページをお願いをいたします。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容でございます。

ア、食事の搬入を行う相手先の基準緩和といたしまして、自分のところで調理をいたします自園調理が原則ではございますが、給食を十分に提供できる能力があるものに委託することも可能としたものでございます。

イ、食事の提供の特例といたしまして、家庭的保育事業におきまして、自園調理の原則ではございますが、弁当なども可能とする経過措置を設けたものでございます。

ウ、小規模保育事業A型・保育所型事業所内保育事業設備の基準の緩和といたしまして、4階以上の保育室等を設ける場合におきまして、屋内と階段室が付室でつながれている場合には、付室に排煙設備を設置することとされておりましたが、流入防止装置でも可能といたしました。

エ、職員の規制緩和では、保育士の数を算定する場合には、保健師または看護師を1人に限り保育士とみなすことができる規定がございしますが、これに准看護師を追加するものでございます。

オ、居宅訪問型保育事業の保育の提供では、保護者の疾病や障害者等による場合であっても、居宅訪問型の保育が可能であることを明確にいたしました。

また、カ、小規模事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例では、(ア)朝夕等の児童が少数となる時間帯におきまして、当分の間は保育士は1人分を保育士資格を持たない補助員でも可能といたしました。

(イ)では、幼稚園教諭や小学校教諭及び養護教諭の方は、当分の間は保育士とみなすことといたしました。

(ウ)では、保育士の配置の特例といたしまして、1日に8時間を超えて開所いたします小規模保育事業所等におきまして、当分の間、一定の条件のもと、保育士資格のない補助員を保育士としてみなすことといたしました。

次のページ、91ページをお願いをいたします。

エといたしまして、ただいま御説明をいたしました(イ)及び(ウ)のみなし保育士についての特例を適用する場合にありましても、各時間帯では正規保育士の数は3分の2以上を置かなければならないとしております。

3、施行期日につきましては、公布の日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本2議案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

重長議員。議案番号を指定して質問してください。

○3番(重長英司君) 今の参考資料の89ページの3番のウ、保育所型事業所内保育事業所が江田島市内には何か所ありますか、教えてください。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 本市には公立の保育園、こども園以外には保育施設はございません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） このたび基準を緩和するようなものだと思うんですけども、今、江田島市にはそういった対象の事業者がないということで、ただ一方、今、江田島市に若い方々が移住される中で、江田島市の自然、そういったものの環境の中で多様な保育を求める若い人たちの声も聞きます。また、そういった園を実現したいという思いの方もいらっしゃることも事実であり、こういったところの御相談窓口というのは子育て支援課というところよろしいのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） はい、おっしゃるとおり包括支援センターと子育て支援課ということになります。そちらで相談をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本2議案は、委員会付託を省略いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第52号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 江田島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号

○議長(吉野伸康君) 日程第6、議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第54号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

健康診査に関する事務を行うに当たりまして、個人番号を含む住民票関係情報について庁内での情報連携を行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第54号につきまして御説明をいたします。

議案書101ページから102ページに改正条文を、103ページに新旧対照表を、104ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、104ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる「デジタル手続法」といいますけれども、この法律の一部が施行されたことに伴いまして、市町村間で母子保健法による健康診査の、これに関する情報の連携が可能になったことによりまして。これに対応するために、本市の条例の一部を改正し、所要の整備をするものでございます。

2、改正の内容でございます。同一の執行機関内で個人番号を含む特定個人情報につきまして、情報連携ができるようにするために、条例の別表第2に母子保健法による健康診査に関する事務を加え、住民票関係情報等を利用できるようにするものでございます。

下段の図で説明をいたします。

江田島市の中の子育て支援課に、「健診情報」というのがございます。この「健診情報」というのは、いわゆる乳幼児健診のデータのことでございます。他の市町村と矢印で結ばれております「情報連携」とありますように、市民の方が転入・転出した際に、相手の市町村と、この健診データを母子手帳等を確認することなく、情報連携がデータの引継ぎですよね、これができるようにするものでございます。

そして、この連携にはマイナンバーを利用いたしますので、図の市民生活課が保管しております個人番号や住民票情報を子育て支援課の健診データと庁内で連携させる必要がございます。そのためには条例におきまして、規定する必要があることから、別表第2に追加するものでございます。

3、施行期日でございます。

施行期日は、公布の日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第55号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、議案第55号 江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第55号 江田島市公共下水道中町雨水排水センターの建設工事委託に関する協定の締結についてでございます。

中町雨水排水センターの建設工事を委託する協定を3億6,000万円で日本下水道事業団と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） それでは、議案第55号につきまして御説明をさせていただきます。

議案書の105ページをお願いいたします。

まず、1、協定の目的ですが、中町雨水排水センター建設工事の委託でございます。

2、協定の方法は、随意契約によるものでございます。

3、協定金額は、3億6,000万円でございます。

4、協定の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団で、工期は議会の議決を得た日の翌日から令和4年3月31日まででございます。

次に、106ページ、参考資料をお願いいたします。

協定の内容について御説明いたします。

1、施設の名称は、中町雨水排水センターでございます。施設の位置は、江田島市能美町中町4751番地でございます。

3、委託する工事の概要につきましては、平成30年度策定の江田島市下水道ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の更新工事で、中町雨水排水センターの主ポンプを更新するものでございます。

4、主な設備につきましては、記載のとおりでございます。

5、仮協定の締結につきましては、日本下水道事業団を相手方としまして、随意契約により令和2年5月14日に仮協定を締結しております。

6、随意契約の理由につきましては、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号の規定によるもので、具体には、（1）優れた施設の建設が可能でございます。日本下水道事業団は高度な能力と技術力、豊富な知識及びノウハウを保有しておりまして、本市においても適切に行われた実績等も十分にあり、優れた施設建設が可能であります。

（2）スムーズな維持管理が可能でございます。複雑な設備からなる下水道施設に対して、将来の老朽化に伴う不具合等に対しても適切な対応が可能となります。

（3）市職員の事務負担の軽減が可能でございます。大規模工事に要する市職員の事

務負担の軽減が可能となります。

107ページに施設の全体配置図を、108、109ページに現在の施設の状況写真を添付しております。また、本日追加資料といたしまして、別途配付させていただきました中町雨水排水センター排水区域平面図に排水区域の面積と排水能力をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） まず、中町雨水排水センターでございますが、当初の予算の事業名の中には、更新事業ということで、今回の提出は公共下水道が追加されて、公共下水道事業で整備されるものと感じておるわけですが、公共下水道の中には、汚水処理のほか、雨水の排除は承知しておるところですが、この中町雨水センターは、下水道法による公共下水道か、特環の事業か、都市下水道事業か、これが、私が今この議案が出ていろいろ調べてみる中で、中町排水センターというのは、都市下水道条例の中に位置づけされているもので、どうかないうことを感じたもので、この点をお聞きしたいと思います。

それから、参考資料の106ページの6、随意契約の理由で、部長から今、高度な技術を持つとるからと、優れた施設ができるんだということを言われるんですが、この優れた施設、下水道事業団に委託すればできるかというのは、私ちょっと理解に苦しむわけなんです、そうすると、ほかのところへ委託したのは優れてない施設かどうかいう、逆にとればね、そのようにとれるんですが、もっと具体的に説明をお願いします。

それから、この事業は2カ年継続事業でやるわけですが、工程計画はどうなつものか、教えていただきたいと思えます。

それから、4番目に非常電源装置ですね、自家発ですが、これは現在備えているのか、今回されるのか、この4点についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） では、順次お答えさせていただきます。

まず、この下水道事業ですけれども、建設当時がですね、特定環境保全公共下水道で整備されておりました、その事業に基づきまして今回も更新工事をしていくというものでございまして、都市下水路、いわゆる下水道法という都市下水路ではございません。

次に、優れた施設ということなんですけれども、まずこの工事の特性といたしまして、本市としてはそれほど、近年実績がないような極めて高度かつ特殊なそういった設備の工事であるということがまず1点ございます。そうした優れた品質の確保をしていくに当たりましては、施工業者の技術力も当然必要なんですけれども、発注者側の工事監督でありますとか、工事検査、こういった監督、検査機能のそういった技術力というのが必要となります。本市はこういった監督、検査に関しまして、特に近年そういった大型の難しい工事、こういったノウハウ、実績というのは乏しい、その一方で下水道事業団は

全国の下水道事業のそういった実績、ノウハウを有しておりますので、そういった発注機関側の優れた能力もあわせて工事の品質が確保できる。その結果、優れた施設建設が可能ではないかというふうに考えております。

3番目に、工程についてですけども、大きくですね、下水道事業団からお聞きしているのは、この契約、本協定が成立しましたら、この夏には工事を発注したいというふうに聞いております。その発注方法といたしましては、業種を分けて機械設備というものと電気設備、この2つのものに大きく発注すると、発注した後はですね、工場製作を、工場ですらそういった製品を作っていきます。現地に実際に工事に取りかかるのは、来年度の秋頃から実施するというふうに聞いております。令和3年度末の完成を目指していくということでございます。

それと、電源装置があるのかということですけども、この中町排水センターにつきましてもそうした自家発電機は備えております。その機能といいますものは、停電時、仮にあったときに、自動的に自家発に切りかわって、停電においてもそうした運転が可能というような装備をしております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） それでは、私も下水道事業団に委託することについて別に異存はないんですが、実績もあると思いますのでね、いいんだけどね、優れた施設というのはどうも抵抗感があるんですわいね。ほいじゃ、下水道に関しては全部下水道事業団に委託すりゃええじゃないかと。下水道事業団というのは、市町村に成りかわって設計から施工まで、指名競争入札をして、管理・監督をして、できたら市町村に引き渡すと、何ら市町村がやる手順と変わらんわけですよ。そりゃ高度な技術は持つとる、本市でも高度な技術持つちよんじゃないんですか。私はそのように、技術がなければ管理の委託をするわけだから、それは事業団も仕事が欲しいがために、うちは建設省からの天下りいうたら失礼なんかもわからんが、技術者を抱えとるんよ、経験者も多いんよ、いうだけでどこの業者だってうちは施工管理士の1級持つとる人が何人もおるんよと。営業するもんからしたら皆、そりゃ、うちは優れた施設をやるんですよって言いますよ。私はそういうふうに思うんですよ。それはええですけど、それで特定環境、この中町雨水センターは特定環境下水道でやられるということですよ。いわゆる下水道法に基づいてやられると、そうすると下水道法の23条には、公共下水道台帳の整備を図らなければならないというふうになっております。そうすると、きょうの参考資料で排水区域の平面図を示されておりますが、これはこの下水道台帳にある排水区域だと認識していいのかなど。2カ年事業については工程がまたわかり次第、教えていただきたらと思います。非常電源については、承知いたしました。

以上、2点についてもう1回、再度質問したいと思います。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 優れた施設ということなんですけども、そうした建設時においてはですね、市の職員もそうした特殊な経験、工事、そういったものも実際にやっております、そういった能力があった人もおられたと思います。

しかしながら、今の実行部隊を考えたときに、現在のそういった都市下水路ですかね、その維持・管理が中心となっております、そういった特殊な工事の実績というのは、発注機関側には持っていないというのが現実的にやはりあります。そういった中で、やはり工事といいますものは、発注者側も受注者側もやはり技術力を持っているものがより高い品質の工事ができると考えておまして、やはり市が自らやるよりは、下水道事業団に委託してやっていただいたほうが品質の高いものができるのではないかとということで考えております。ただそれをずっとやりっ放しにしてですね、本市のそういった技術力を高める努力をしないというわけではありませんで、そういった下水道事業団の施工を通じてですね、本市の職員も技術力の習得には努めていきたいというふうに考えております。

それと、2点目の、この添付された資料が台帳のものなのかということなんですけども、これにつきましては、このたびの議案にあわせて添付させてもらった資料でありまして、ちょっとまだ私もですね、実際に台帳がどうかというところは、ちょっと現時点資料持っておりませんが、そういったものとは関係なく皆さんにわかっていただきたい資料を用意させてもらったということでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 3回目、山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 最後になります。下水道法の23条には、台帳を整備せんにやいかんいうふうに定められとるんですよ。私が言うのは、そこなんです。台帳整備してないかどうかいのを教えてくださいや。してないならしてない。今からするんなら今からする。企業局のほうが管理しとるのなら管理しとる。土木建築部は管理しとるなら管理しとると。それをはっきり、台帳整備してないということでええんじゃね。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 今、こういったですね、お話をさせてもらったわけで、本日の議案の趣旨というのは、契約どおりでございます。申しわけないですけど、その資料は現在、私、持っておりませんので、また後ほど説明させてもらえたらと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

酒永議員。

○7番（酒永光志君） 私はですね、ちょっとその契約同意と離れるかもわかりませんが、今後の、この中町雨水排水センター、今回更新するポンプ、それと同じポンプがもう1基あるわけですよ。これは同時期に施工されたものであると思うんです。今後、例えば第2ポンプは更新ができた暁には、その第3ポンプの更新を手がけるのかどうか。もし手がけるのであれば、当然また同じような費用がかかるということなんですけれども、そこらあたりはどうなんでしょうか。

それともう1点、これと同じタイプのポンプが2本あるということは、例えば1つは予備的ポンプというような要素、1カ所の第2ポンプが例えば使えなくなった場合には、第3ポンプを使えるというような役割でやっておるんでしょうか。そこらあたりをお願い

いたします。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） まず、この、いわゆる3つあるポンプの第2ポンプにつきまして今回更新工事をさせてもらうんですが、それといたしますのは、そういった実際の老朽化調査をしております、その結果、3つあるポンプのうち、その2番目のポンプについて老朽化がひどいということで、それについて更新工事をさせてもらうということで、第3ポンプとかをですね、直ちにその後やるのかというのは今のところ考えておりません。今のところやる必要がないという結果が出ております。

それと、2点目に中町雨水排水センターは3つのポンプがあるんですけども、その他のものが予備的なものがあるかということなんですが、この3つのポンプを合わせて1秒当たり4トンの排水能力を有しております、それがこのたびこのポンプ場を整備したときの、1時間の49ミリのそういった降雨に耐えられる、そういったポンプなんですけども、全てフル稼働でその能力が発揮できるというものでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 更新費用がですね、3億を超えて3億6,000万円という高額な費用なんですよね。私は、この今の議案の題名を見たときにですね、雨水排水センターの建設工事というところがあったものですから、建屋もいらうのかなというような感じを持つったんですが、この第2ポンプの更新だけで3億6,000万円という高額な費用がかかるということで、実は驚いておるんですよね。それほど高額なポンプであるのなら、ちょっと下世話な話になるんですけども、例えば、これを取り除いて新しいポンプが使えます。取り除いたポンプについても、私はかなり、いわゆる財産価値といいますか、そういうあれがあると思うんですよね。そこらあたりのプラスマイナスというのは、この3億6,000万円の中で考えておられるんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 実際にですね、今回の第2ポンプにつきましては更新工事ということで、もう取りかえると、やはり機械設備でありますとか電気設備といいますものは、全体としてやっぱり劣化が進んでいきますので、電気設備とかいうのは特にそうなんですけど、ある日突然プツンと機能が喪失するということがありますので、全て取りかえると。実際ですね、施工の費用につきましては、下水道事業団のほうが積算するわけで、それについてはこちらですね、チェックさせていただきます。確かにそういったスクラップとか仮に発生してそれが価値が出るのであればですね、その分だけはちゃんと費用計上してくださいとかですね、そういった有効活用も含めてですね、そういったことは下水道事業団に丸投げということではなくて、発注機関の市役所としてもそういったところは求めていきたいというふうに考えております。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩をいたします。

(休憩 11時03分)

(再開 11時15分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第56号

○議長(吉野伸康君) 日程第8、議案第56号 令和2年度江田島市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第56号 令和2年度江田島市一般会計補正予算(第2号)でございます。

令和2年度江田島市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億2,167万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億4,167万円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第56号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の12、13ページをお願いいたします。

初めに、歳入からでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金及びこのページの下段の16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、介護保険低所得者保険料軽減負担金の増額補正でございます。

中段に戻りまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正でございます。3目衛生費国庫補助金は、母子保健衛生費国庫補助金の増額補正でございます。3目土木費国庫補助金は、国の補助制度の変更に伴います社会資本総合整備総合交付金の減額補正及び道路メンテナンス事業補助金の増額補正でございます。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は、漁業災害特別対策資金利子補給補助金の増額補正でございます。

14、15ページをお願いいたします。

5目土木費県補助金は、道路橋りょう費補助金、及び河川費補助金におきまして、県移譲事務交付金の増額補正でございます。

8目商工費県補助金は、雇用調整助成金等活用促進事業補助金の増額補正でございます。

3項委託金、3目教育費委託金は、事業の採択に伴います県教委指定事業委託金の増額補正でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴います減額補正でございます。

22款、1項市債、9目災害復旧事業債は、土木施設災害復旧事業債、及び農林水産施設災害復旧事業債の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策関連経費のほか、農業施設災害復旧事業、道路維持管理、道路改良事業などの補正を計上いたしております。

18、19ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、特別職給与費の減額補正、及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当によります財源更正でございます。

2目文書広報費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴いまして、民間PRサイトを活用しますメディア等プレスリリース配信事業費の増額補正でございます。

3目財政管理費は、会計年度任用職員制度に伴い必要となりました財務会計システム改修委託料の増額補正でございます。

5目財産管理費は、（仮称）切串交流プラザの設計につきまして、切串保育園の設計と一体で行うこととしたため、委託料の増額補正を行っております。

6目企画費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴いまして、生産者のPR動画の作成やオンラインによる产品介绍などを行います島の事業者応援プロジェクト業務委託料の増額補正でございます。

7目情報政策費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴いまして、実施機会の増えておりますウェブ会議のためのインターネット回線工事及び備品購入費の増額補正でございます。

12目安全対策費は、防火水槽撤去に伴います工事請負費等の増額補正でございます。

20、21ページをお願いします。

13目市民センター費は、新型コロナウイルス感染症対策に伴います電話増設等の工事請負費の増額補正でございます。

14目集会所施設費は、鷺部交流プラザのステージ幕増設工事の増額補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、感染症に感染した患者さんへの支援金の増額補正及び生活困窮者臨時特別給付金の増額補正でございます。

3目老人福祉費は、介護保険保険事業勘定特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正でございます。

このページ下段から22、23ページをお願いします。

2項児童福祉費、2目児童措置費は、児童手当システム改修業務委託料の増額補正及び新型コロナウイルス感染症対策に伴います子育て世帯臨時特別支援金の増額補正でございます。

3目保育施設費は、切串保育園の設計委託料の増額補正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、財源更生です。

3目母子保健費は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、妊産婦支援臨時給付金、及び妊産婦マスク郵送料の増額補正でございます。

このページ下段から24、25ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農村整備費は、インフラ長寿命化計画策定業務委託料の増額補正でございます。

7款1項商工費、2目商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症に対する支援として実施いたしますプレミアム付お食事券事業業務委託料及び雇用調整助成金受給サポート補助金の増額補正並びに臨時地方創生交付金の充当により財源更正でございます。

26、27ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費は、道路維持管理事業費で、国庫補助金の内示増に伴います工事請負費等の増額補正を、県道維持管理事業費で、広島県の移譲事務交付金の増に伴います業務委託料等の増額補正を行っております。

2目道路新設改良費は、国庫補助金の内示増に伴います工事請負費の増額補正でございます。

3項河川費、1目河川維持改良費は、広島県の移譲事務交付金の増に伴います修繕料の増額補正でございます。

このページ下段から28、29ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、特別職給与費の減額補正でございます。

3目教育振興費は、県からの研究指定事業の実施に伴います県教委指定事業補助金の増額補正でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費及び3目林業施設災害復旧費は、平成30年7月豪雨災害に伴います工事請負費などの増額補正でございます。

14款1項1目予備費は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、緊急に取り組みが必要な場合に備えるため、増額補正を行っております。

予算書4ページにお戻りください。

第2表 継続費補正でございます。

追加としまして、公共施設再編整備事業ほか1件をお願いしております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加としまして、かき養殖経営安定緊急対策資金利子補給補助金ほか1件をお願いしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。

追加といたしまして、災害復旧事業債で、農林水産施設災害復旧事業過年分の1件を、変更といたしまして、災害復旧事業債で土木施設災害復旧事業過年分の1件をお願いしております。

なお、30ページには給与費明細書、32、33ページに継続費の進行状況等に関する調書、34ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書、35ページには地方債現在高の見込みに関する調書をお示しいたしております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） それでは伺います。

まず、2款総務費、1項総務管理費の中の2目文書広報費として、メディア等プレスリリース配信事業費というのが上がっております。これについての具体的な事業内容を教えていただきたいと思っております。

続いて、同項6目企画費の中に、島の事業者応援プロジェクト事業委託料というのが

上がっております。これの事業内容、そして対象はどのような対象事業者を考えておられるのか、以上、3点についてお願いをいたします。

すみません、2点で、下のほうが事業内容と対象ということで2つ聞いております。合わせて3点ということでございます。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず1点目の2目文書広報費、メディア等プレスリリース配信事業の内容なのですが、民間PRサイトである国内シェア第1位のPRサイト、PR TIMESというのがございます。ここに市のイベントや特産品等の情報を提供しまして、県外における江田島市の認知度とコロナ終息後における来訪意欲、江田島市に来ていただける意欲を高めるためのものです。県内では広島県を初め、三原市や東広島市、また岡山県などの自治体も活用しており、高い効果が見込めるものとなっております。

2点目の6目企画費、島の事業者応援プロジェクト事業費でございます。

新型コロナウイルスの影響で島の生産者や小売店等はダメージを大変受けております。このプロジェクトではオンラインを活用して、島の生産者と都市部の消費者を結び、生産者がライブで島の商品を紹介します。都市部の消費者は生産者から直接商品の説明を受けることで、商品の良さと江田島市を知っていただけることができます。その消費者が顧客を広げる核となりまして、都市部での消費拡大に寄与されるものと期待しております。

また、本日の中国新聞、呉・東広島のコーナーでは、呉市豊町でも同様の取り組みが行われることが掲載されておりました。新型コロナ禍にあって新たな消費者を開拓するためのツールとして今後も広がりを見せることが期待されております。

なお、対象者なのですが、これは島の生産者、基本的に島の特産品等を生産される方、あるいは小売店等も対象になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） はい、それでは、6目の企画費の、この島の事業者応援プロジェクト事業委託料のことで再度質問させていただきます。

大体事業内容はわかりました。ただですね、この1つの名前、島の事業者応援プロジェクトというこの名前ですね、そうするとコロナによって生産者だけではなくて、実は小売業の方もかなりやっぱり影響を受けられてるんですね。簡単なことを言いますと、コロナで自粛が始まりました。行動制限が行われました。そうすると、車に余り乗って出入りすることもなくなります。車屋さんには車の売上げがそこで落ちてしまうんですね。ここで言う、例えば島の事業者応援プロジェクトという、この1つの事業名を考えましたときに、いや、私らにはないんじゃないかと、私らの店のこともPRしてほしいんじゃないけども、例えば呉・広島で買うこともあるんじゃないかと、島でもできれば例えば車買ってほしいとか、あるいはまだほかの小売物販があると思うんですが、そういった事業者の方もいらっしゃると思うんですね。そこらあたりうまく、この応援プロジェクトの事業の中に乗せていくことはできないかなというふうに考えるんですが、その点につ

いてはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 議員御指摘のとおり、島の事業者応援プロジェクトという、大きな事業のように感じられて、その中にいろんな事業が溶け込めるんじゃないかというようなことであります。

今の段階では島の生産者を基本的に考えておりますが、今言われちゃったようなことが、市外の方にPRすることによって、その小売店業者の販路拡大につながるものであれば、これは可能性のある話だろうと思えますので、そのあたりはですね、事業進める中でですね、十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員、3回目。

○4番（岡野数正君） 具体的に島の事業者応援プロジェクト業務委託料ということで、これはどういったツールを使って事業をされるのか、この点について最後お願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） これもウェブ会議と今、テレビ報道、メディア等で見られると思うんですが、基本的には消費者側もそういったパソコン等を用意する、生産者側もこちらで用意してオンラインでつなげることによって、同じ商品を手にとりながら商品の説明をしたり、また江田島市のこういったところですよというPRをすることによって、その消費者側がその商品や江田島市に対する愛着を持ち、またその口コミでこういったところが江田島市にはあるんですよとか、こういう商品が江田島市、こういうところがいいんだってというようなことをPRしてもらって、こういうところにつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかにありませんか。

ちょっと休憩します。

（休憩 11時36分）

（再開 11時40分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和2年度江田島市一般会計補正予算の質疑について、ほかに質疑はございませんか。熊倉議員。

○5番（熊倉正造君） 14ページ、15ページを見てもらえませんか。

財政調整基金繰入金、これ実際は減額ですね。1,750万7,000円。これは何か支出したということですか。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 第1次補正で補正対応させていただいたものを今回交付金が入ってまいりましたので、基金のほうから減額をさせていただき、財源を組み替えたということでございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第57号

○議長(吉野伸康君) 日程第9、議案第57号 令和2年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第57号 令和2年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)でございます。

令和2年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

歳入予算の補正。

第1条 歳入予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第57号につきまして、歳入補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の38ページ、39ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、介護保険条例の一部が改正されたことに伴いまして、低所得者の介護保険料軽減強化を図るために予算の補正を行うものでございます。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者特別徴収保険料及び 2 目第 1 号被保険者普通徴収保険料は、保険料軽減措置に伴います現年度分保険料の減額補正でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料減額分の同額を低所得者保険料軽減繰入金の増額補正とするもので、先ほど議決をいただきました一般会計補正予算の介護保険（保険勘定）特別会計繰出金と同額でございます。

なお、歳出につきましては補正ございません。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 発議第 3 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 10、発議第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

浜西金満議員。

○16番（浜西金満君） 発議第3号。

令和2年6月18日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 浜西金満。

賛成者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信。

賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

賛成者 江田島市議会議員 上本一男。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、経済財政政策担当及び地方創生規制改革担当です。

内容については、別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第4号

○議長（吉野伸康君） 日程第11、発議第4号 江田島市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

浜西金満議員。

○16番（浜西金満君） 発議第4号。

令和2年6月18日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 浜西金満。

賛成者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信。

賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

賛成者 江田島市議会議員 上本一男。

江田島市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）の提出について。

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定によりまして提出いたします。

内容については、別紙のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これで、令和2年第3回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変御苦労さまでした。

（閉会 11時52分）